

お知らせ

町より

戸籍住民

住基カード有効期限の確認を

住基カードは10年間の有効期限を過ぎると、顔写真付きの場合には、本人確認書類として利用できなくなります。

引き続きの利用を希望される場合は、お持ちの住基カードを返納し、新たに住基カードの交付申請を行ってください。

有効期限の3カ月前から手続きができます。引き続きのご利用を希望されない場合は、住基カードの返納のみ行ってください。

◆交付申請に必要な物

- ・手数料 500円
- ・現在お持ちの住基カード
- ・本人確認書類(運転免許証など)
- ・印鑑

※住基カードの交付は平成27年12月末日となり、平成28年1月からは、個人番号カードが申請により交付されます。

◆電子証明書が格納された住基カードをお持ちの人

住基カードの有効期限は10年、電子証明書の有効期限は3年です。そのため、電子証明書の有効期限前に住基カードの有効期限を迎える場合があります。

その場合、電子証明書はその有効期限までご利用できません。

財政

ふるさと水川応援寄附金

「水川町のために役立ててください」と、ふるさと水川応援寄附金(ふるさと納税)をいただきました。

ふるさと寄附金とは、「生まれ育ったふるさとや地域を大切にしたい」「ふるさとのために貢献したい」という善意の気持ちを、寄附金という形にするもので、応援や貢献したいと思う地方自治体へ寄附された場合、その相当額が、所得税やお住まいになっている自治体の個人住民税から控除される制度のことです。

皆さまのご厚意による寄附を、町の発展のために有意義に活用していきます。

【寄附いただいた人】

- 松本壽美子様(福岡県)
- 生方 常明様(神奈川県)
- 大藪 昭男様(福岡県)
- 前村 大成様(東京都)

◆企画財政課 財政係

☎52・5850(直通)

資産税

家屋の新築・増築 取り壊しを行ったら届け出を

平成26年1月2日から平成27年1月1日の期間に、住宅や車庫、倉庫などの建物を新築・増築、または取り壊された場合は、税務課まで届出を行ってください。

取り壊しを行った家屋については、届け出を怠りますと、建物が無いのに課税されることになります。

また、未登記の家屋の売買などで、所有権移転を行った場合も必ず届け出を行ってください。

届け出が無い場合には、前の所有者に課税されることになります。

◆税務課 資産税係

☎52・5853(直通)

土地登記簿の地目と現況が違う場合は届け出を

土地については、法務局の登記簿の地目にかかわらず、毎年1月1日現在の状況により課税を行います。登記簿の地目と現況の地目が違う場合は、届け出を行ってください。届け出を怠りますと、実際は畑なのに、登記簿の地目が宅地であるため、宅地として課税されることがあります。

◆税務課 資産税係

☎52・5853(直通)

介護保険

障害者控除対象者認定申請

水川町では、身体障害者手帳などを持っていない場合でも、町内に住所を有する65歳以上で、介護保険の要介護認定を受けている人のうち、寝たきりや認知症の状態により「身体障害者または知的障害者に準ずる」と認められる場合、障害者控除対象者の認定書を交付しています。

この認定書を提示すると、所得税や町県民税の申告の際に、本人またはその扶養者が、障害者控除または特別障害者控除を受けることができます。

ただし、障害者手帳などにより、すでに控除を受けている人や、この控除を受けなくても非課税の人は、改めて申請していただく必要はありません。

なお、この認定書は障害者控除の適用にのみ有効であり、身体障害者手帳の代わりとなるものではありません。

障害者控除対象者認定を受けようとする場合は、健康福祉課または宮原振興局総務振興課にて、申請書を記入、押印のうえ、ご提出ください。後日、認定書を送付いたします。

- ◆対象者
- ・障害者控除認定書

農業委員会

農業委員会委員選挙人名簿の作成

町選挙管理委員会では、毎年1月1日現在で農業委員会委員選挙人名簿を作成します。次に当てはまる人は、申請をしてください。

◆申請が必要な人

平成7年4月1日以前に生まれ、た人で、平成27年1月1日現在、町内に住民票を有しており、次の①または②の条件を満たす人。

- ①10年以上の農業経営者またはその配偶者および同居の親族で、年間60日以上農業に従事している人
- ②農業生産法人の社員・従業員で年間60日以上農業に従事している人

◆申請方法

12月下旬から区長を通じて、各農家に申請書を配布しますので、区長を通じて農業委員会事務局へ提出してください。なお、新規登録をされる場合は、区長・農業委員会

事務局または町選挙管理委員会事務局から、申請書を受け取ってください。

◆提出期限 平成27年1月9日(金)

◆申請書記入時の注意事項

・この申請書の記入事項はすべて平成27年1月1日現在の状況を記入してください。

・住所・氏名・印鑑・電話番号を忘れずに記入してください。

・耕作面積は、世帯で実際に耕作している農地の合計を記入してください。

・その農地の面積が、農家基本台帳に登録されている場合はその面積により、農家基本台帳に登録されていない場合は農業委員会にお尋ねいただき、農業委員会の定める面積によって記入してください。

※農耕の業務を営んでいても、選挙人名簿に登録されていないと投票もリコールもできなくなるため、申請漏れのないようご注意ください。

◆水川町農業委員会

☎52・5861(直通)

平成25年借入農地の賃借料情報

平成25年1月から12月までに締結(公告)された、賃貸借における賃借料水準(10アあたり)は、次のとおりです。借入農地の賃借料支払

北朝鮮人権侵害問題啓発週間

北朝鮮人権侵害問題啓発週間

北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ、北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、平成18年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されました。

国、地方公共団体に、責務などが定められるとともに、毎年12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」としています。

拉致問題は、我が国の喫急の国民的課題であり、この解決をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処は、国際社会を挙げて取り組むべき課題です。この問題についての関心と認識を深めていきます。

◆熊本県国際課

☎096・3333・2315

県より

北朝鮮人権侵害問題啓発週間

北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ、北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、平成18年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されました。

国、地方公共団体に、責務などが定められるとともに、毎年12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」としています。

拉致問題は、我が国の喫急の国民的課題であり、この解決をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処は、国際社会を挙げて取り組むべき課題です。この問題についての関心と認識を深めていきます。

◆熊本県国際課

☎096・3333・2315



水川町文化センター1講堂
(水川町島地642番地)
水川町教育委員会生涯学習課
☎52・5860(直通)